

丹波市Uターン促進冊子制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、丹波市Uターン促進冊子制作業務に係る契約の相手方となる受託候補者を選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務の目的

本業務は、丹波市出身で、現在市外に居住している概ね 20 から 40 代の若年から中堅世代に向けて、Uターンを具体的に検討するきっかけとなる情報提供を行い、帰郷を後押しすることを目的とする。

特に、帰省時に両親を介して手渡されることを想定し、「親世代にも読んでもらえる」「捨てずに保管したくなる」冊子として制作し、この冊子を通じて、丹波市での仕事、暮らし等の情報をわかりやすく伝え、「丹波市に帰る」という選択を身近に感じさせることを目指す。

3 概要

(1) 業務名

丹ふ定業第7号 丹波市Uターン促進冊子制作業務

(2) 業務内容

丹波市Uターン促進冊子制作業務公募型プロポーザル要求水準書のとおりとする。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）

(4) 提案上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 受託候補者特定方法

丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年丹波市告示第191号）に基づく公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は丹波市の課税に限る。

(3) 本プロポーザルへの参加意向申出書【様式1】の提出日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

(5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

ア 評価委員会の委員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例(平成24年丹波市条例第53号)第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問があるときは、次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)午後4時30分
- (2) 提出書類 質問書【様式4】
- (3) 提出先 丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課
電子メール:teijusokushin@city.tamba.lg.jp

※件名を「丹波市Uターン促進冊子制作業務の質問」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後には必ず電話により到達の確認を行うこと(ふるさと定住促進課 直通電話番号:0795-88-5360)。

- (4) 質問への回答

令和8年6月26日(金)午後3時に、丹波市のホームページの本プロポーザルのページに掲載する。なお、本プロポーザルに関連がない質問には回答しないことがある。

6 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、次により参加意向を申し出ること。なお、発注者は、提出書類を確認のうえ、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により文書にて通知する。

- (1) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後4時30分
- (2) 提出書類

ア 参加意向申出書【様式1】

イ 会社概要書(参加者の概要が分かる資料)【様式2】

※事業者名、代表者職氏名、本社所在地、設立年月日、資本金、直近決算における売上高、従業員数、主な業務内容など参加者の概要が分かるものを提出すること。

ウ 国税・市税の滞納がないことを証する証明書(3か月以内に発行されたものを提出すること。なお、市税は丹波市の課税に限る。)

※国税については「納税証明書」、市税については「滞納無証明書」または「完納証明書」を提出することとする。

エ 登記簿謄本

オ 誓約書(暴力団排除)【様式3】

カ 丹波市の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類

(<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/9529.html>)

[物品、役務] 【ページ ID : 9529】

(3) 提出部数 各 1 部

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参のときは、平日午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出先

〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地（本庁舎 2 階）
丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、「丹波市 U ターン促進冊子制作業務公募型プロポーザル要求水準書」、次項「8 提案を求める事項」を参照のうえ、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 4 時 30 分

(2) 提出書類

ア 企画提案届出書【様式 7】

イ 企画提案書【任意様式】

※企画提案書は、A 4 版の用紙で、ページ両面印刷のうえ、左 2 か所又は 1 か所にステープル止めし提出すること。

ウ 業務工程表【任意様式】

※履行期間における業務のタスク及びそのスケジュールを明示したものを提出すること。

エ 業務執行体制・組織図・業務従事者名簿【任意様式】

オ 業務実績【任意様式】

※官公庁関連で業務が完了した、過去 5 年以内の類似業務に関する実績について新しいものから 5 件を上限に記載すること。また、類似する業務実績の中で、自社として特に優れていると思われる業務実績についてその理由を付して記載すること。

カ 見積書（見積総括表及び内訳明細書を含む）【任意様式】

(3) 提出部数 各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※提出部数のうち、副本 9 部は社名を伏せて提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参のときは、平日午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出先

〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地（本庁舎 2 階）
丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課

8 提案を求める事項

企画提案書は、(1) 提案に係る留意点を踏まえたうえで、(2) 記載事項表の

各項目に沿って、要求水準書等を満たす範囲で、提案する内容を記載すること。

なお、他の様式において同様の内容を記載しているときは、重複して記載する必要はない。

万が一、要求水準書等の一部を満たさない事項があれば、企画提案書にその旨を明記すること。

(1) 提案に係る留意点

ア 要求水準書の該当部分の全面的な書き写しや「要求水準書のとおり」といった記述をできるだけ避け、提案内容が理解しやすいよう、図、絵、写真などを用いて、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。また、特色やアピールしたいポイントを分かりやすく表現すること。

イ 提案内容は、当該実施要領などに示す内容に沿うこととし、評価委員会が漏れなく正確に評価できるよう、企画提案書の構成に配慮すること。

ウ 提案内容（追加提案を含む。）は、見積金額の範囲で提案者が実現できる内容を記載すること。なお、契約時の仕様書は、提案内容を踏まえ修正することがある。

エ 発注者が示す以外に、本プロポーザルの目的を達成するために必要又は有益な方法があるときは、積極的な提案を行うこと。

(2) 記載事項表

区分	記載事項
基本的な取組方針	・業務の目的を理解したうえで、基本的な取組方針及び基本姿勢を示すこと。
提案のポイント	・今回の提案におけるアピールポイントを簡潔に示すこと。 ・帰ってきたくなる気持ちを喚起する温かみのある冊子とすること。 ・親と子の双方が読者対象となることができる冊子とすること。 ・丹波市の魅力が直感的に伝わり、ターゲット層が共感することのできる構成・デザイン・内容とすること。
実施内容	・提案の内容は具体的かつ実現可能な事項とすること。
スケジュール	・業務を実施するスケジュールについて要求水準書を参照のうえ示すこと。
執行体制	・業務を実施するにあたりその執行体制について示すこと。
業務実績	・他の地方公共団体関連において類似する業務の実績を有する場合は示すこと。 ・業務実績の中で魅力となる工夫点、特徴的な点を示すこと。
業務価格	・本業務に係る価格について示すこと。
追加提案	・本業務を進めるにあたり、丹波市にとって有益

	<p>な追加の提案があれば、その内容を示すこと。 ・提案者の実績やノウハウを生かした独自の提案があれば、その内容を示すこと。</p>
--	---

9 選定スケジュール及び結果の通知

(1) 質問書受付締切	令和8年6月24日(水)	午後4時30分
(2) 質問の回答	令和8年6月26日(金)	午後3時
(3) 参加意向申出書提出締切	令和8年7月6日(月)	午後4時30分
(4) 提案資格確認結果通知	令和8年7月8日(水)	
(5) 企画提案書等提出締切	令和8年7月17日(金)	午後4時30分
(6) 書類審査結果通知	令和8年7月21日(火)	
(7) プレゼンテーション審査	令和8年7月27日(月)	(予定)
(8) 審査結果通知	令和8年8月中旬	

10 受託候補者の特定

(1) 特定の方法等

ア 審査の実施方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年3月18日告示第191号）の定めによる公募型プロポーザル方式とする。

イ プレゼンテーションの参加通知を受けた提案者は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを行う。

ウ 本プロポーザルの審査は、丹波市Uターン促進冊子制作業務公募型プロポーザル評価要領に定める方法により、企画提案書など提出された書類及びプレゼンテーションの内容に対して採点を行い、集計結果の平均が6割を超え、かつ最高得点を付けた評価委員が最も多い提案者を受託候補者として特定する。同数の場合は、合計点数が最高得点の提案者を受託候補者として特定する。その特定した受託候補者について、丹波市工事業者等入札参加者審査会による審査の後、本業務の受託者として特定する。

(2) 書類審査

ア 本プロポーザルの提案者が6者以上の場合は、書類審査を実施し、丹波市Uターン促進冊子制作業務公募型プロポーザル評価要領『①企画提案（プレゼンテーション）をするものを選定するための基準』に基づく評価の合計点が高いものから企画提案（プレゼンテーション）をするものとして5者程度を事務局で選定する。ただし、評価結果の同じ者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。

イ 書類審査の結果は、企画提案書等の提出締切後に文書により通知する。

(3) プレゼンテーション

ア 令和8年7月27日(月)に丹波市内で実施する予定としており、対面方式により行うこととし、詳細な実施方法・実施時間等は、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は、1者あたり45分以内とし、提案者の説明者は、プレゼンテーションを15分以内で行い、評価委員によるヒアリングを30分以内で実施する。

ウ 提案者の出席は3名までとする。ただし、必ずプロジェクトマネージャー

- を含めること。
- エ プレゼンテーションに際し、モニター、接続ケーブル（HDMI 端子）のみ発注者が準備する。パソコン、その他説明に必要な機器等は、提案者が用意すること。審査当日までに接続確認等を希望する場合は、事前に発注者に申し出ること。
 - オ 提出した企画提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。
 - カ プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とする。
 - キ 提案説明及びヒアリングの内容については、音声の録音を行う。
 - ク 天災等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションを延期する可能性がある。
 - ケ プレゼンテーションの審査結果は、丹波市のホームページにて公表する。ただし、プレゼンテーションの日以降、所定の庁内手続きのため、15 日程度の期間を要することがある。
 - コ その他、詳細はプレゼンテーション審査対象の提案者へ別途連絡する。

11 契約の締結

受託候補者の特定後、発注者は当該事業者（以下「特定事業者」という。）と契約に向けた仕様内容等の調整を行うものとし、特定事業者は、発注者の求めに対し積極的に検討を行うことで、仕様内容等の確定に向け、協力すること。特に、本プロポーザルでの提案内容及び見積金額のままで契約を行うものではないことに留意すること。

仕様内容等の確定後、発注者は契約締結に向けた所定の手続きを行う。特定事業者は、発注者の求めに応じて、改めて見積書や仕様書等の提出を行うこと。

なお、特定事業者との間で仕様内容等の確定に至らない、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の受託候補者と契約の交渉を行う。

12 提案を無効とする場合

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出期限など、定めた期限に遅延した場合
- (2) 提出書類が要求水準書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提案された見積書の見積金額が、上限を超えた場合
- (4) 本プロポーザルにおいて、虚偽の記載や説明があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (7) 契約の締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) その他評価委員会が社会通念に照らし無効にあたる事由があると認める場合

13 その他留意事項

- (1) 参加者は、参加意向申出書等の書類提出をもって、当該実施要領等の記載

内容を承諾したものとみなす。

- (2) 本プロポーザルの参加に要するための費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルでは、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提案資料及び提案内容は、見積金額内で実施できることを確約すること。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正・差し替えは、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 企画提案書等は、受託候補者の特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出書類等について、丹波市情報公開条例（平成 16 年丹波市条例第 9 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (9) 参加意向申出書提出後、万が一辞退する場合は、「参加辞退届」【様式 10】を提出すること。
- (10) 審査経緯は公表しない。
- (11) 選定結果等について不服及び異議申し立てをすることはできない。
- (12) 履行の開始前において業務に必要な準備は、特定事業者の費用負担により行うこと。

14 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒669 - 3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地（本庁舎 2 階）

丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課

電話：0795-88-5360（午前 9 時～午後 4 時 30 分）

電子メール：teijusokushin@city.tamba.lg.jp

担 当 中西